

国民健康保険の届出を忘れずに!

●● 加入するとき・やめるときは、14日以内に届出を ●●

- 国民健康保険(国保)には、勤務先の健康保険の被保険者とその被扶養者、後期高齢者医療被保険者などを除く、すべての方が加入します。
- 加入の届出が遅れると、加入の資格を得た月(例:会社を辞めた月)まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。
- やめる届出が遅れると、保険税(料)が二重払い(国保と新しい健康保険)になってしまうことがあります。

すべての手続きにマイナンバー(個人番号)が必要です。本人確認書類(以下の①と②)を持参してください。

- ①マイナンバー確認書類…マイナンバーカードまたは通知カード
 - ②身元確認書類 …………… 公的機関が発行した顔写真付きの証明書など(運転免許証、パスポートなど1点)
上記の証明書などがない場合 → 保険証、年金手帳、預金通帳、学生証など2点
- ※マイナンバーカードを提示する場合は②は不要です。

◆加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの	
高浜市に転入したとき(職場の健康保険に加入していない場合)	住民登録の窓口で転入の手続きを行った後に同日対応	
職場の健康保険をやめたとき(注)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●キャッシュカードまたは預金通帳 ●銀行届出印 	
子どもが生まれたとき(国保加入の場合)		健康保険喪失連絡票、離職票、退職証明書などいずれか1点
生活保護を受けなくなったとき		保護者の国民健康保険証、母子健康手帳
外国人住民が加入するとき		生活保護廃止通知書
		在留カード、特別永住者証明書、パスポート

(注) 職場の健康保険の被保険者本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の被扶養者となっている家族が国保に加入することになった場合や被扶養者からはずれた場合を含む。

◆やめるとき

こんなとき	届出に必要なもの	
他の市町村へ転出するとき(職場の健康保険に加入していない場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●国民健康保険証 ●高齢受給者証* 	
職場の健康保険に加入したとき		外国人住民は在留カード、特別永住者証明書
死亡したとき(国保加入の場合)		職場などの保険証(被保険者全員分)
生活保護を受けはじめたとき		葬儀を行ったことが証明できるもの、預金通帳
	生活保護開始通知書	

◆その他の異動など

こんなとき	届出に必要なもの	
市内で住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 	
世帯主が変わったとき		国民健康保険証、高齢受給者証*
世帯を分けたり、いっしょにしたとき		国民健康保険証、高齢受給者証*
国民健康保険証をなくしたり破損したとき		国民健康保険証、高齢受給者証*
	破損の場合は破損した国民健康保険証	

※高齢受給者証は70歳以上の方のみ。

—詳しくは問い合わせてください—

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111(内線219・261)